

# 蒔絵師・大垣昌訓

木村弘道

## 序

加賀蒔絵の最後を飾る名工の一人と云われる大垣昌訓は、近年その声価も高まり、作品は美術館等にも陳列されるようになった。

しかし、その伝記等不明の点が多く、作品も本格的に比較検討されたことがなく、研究資料も散逸しつつある。

本稿は、遺族の大垣繁氏等の御援助によりまとめたものである。

大垣昌訓の大輪廓を識るのに最もよい資料は、昌訓の三回忌に門弟一同が建てた墓碑銘で、次の如く鐫られている。

恩師大垣昌訓翁ハ加州  
金沢ニ誕ル蒔絵ヲ高田  
河月師ニ学ヒ画才ニ富  
ミ意匠斬新識見非凡夙  
ニ加賀蒔絵ノ中宗タリ  
雅号ヲ国貞梅洞寒溪道  
存微妙齋清遠ト稱ス能  
ク風流ヲ嗜ミ茶事香道  
ニ通シ古美術ヲ愛翫シ  
鑑定ニ長ス昭和十二年  
九月二日木町ニ没ス享  
年七十三宝円寺ニ葬ル

また、昌訓の業績を端的に示すものに、作品を納めた箱等に貼った「レツテル」があり次のように印刷してある。

宮内省御用品受賞

第五回内国勸業博覧会 貳等賞牌

佛蘭西巴里萬国博覧会 貳等銀牌

聖路易萬国博覧会 壹等金牌

美術漆器

大垣漆七宝 製造

並ニ唐七宝

白耳義萬国博覧会 名譽金牌

亜雄大平洋萬国博覧会 大賞金牌

石川県金沢市木町一番丁

大垣昌訓

## 家系

大垣昌訓は父の大垣平左衛門と母「のぶ」の二男で、兄弟は次の七人であつたようである。

長男 理吉 万延元年九月九日生

二男 昌訓 慶應元年六月四日生

三男 七三郎 明治十一年八月十三日生

長女 不詳

二女 不詳

三女 多い 明治八年八月十一日生

四女 登め 明治十四年二月四日生

父の平左衛門は昌訓の祖父七右エ門の長男で、文政八年九月二十四日生れで、明治二十三年九月十日死去している。母は石川県河北郡大場村平民西尾小左エ門の長女「のぶ」で、天保十一年十一月五日に出生し、安政元年五月十八日に入籍している。

また、昌訓の妻は「寿々」といい石川県金沢市新堅町三丁目の士族萩原彦三の二女で、安政六年四月二十八日に生れ、明治二十五年三月二十五日に入籍し、大正十二年三月十四日死亡している。その後、昌訓は昭和十一年九月八日金沢市木町一番丁百八番地土居十右エ門の三女「とき」明治十六年十二月七日出生と婚姻している。

なお、「寿々」との間には長女の「繁」明治三十六年十月三日出生があつたが、「とき」

との間には子供がなかつたようである。

## 略 歴

昌訓が蒔絵を学ぶために高田河月師の許に入門したのは、明治十三年昌訓十六才頃で独立したのは二十四、五才の頃といわれる。

昌訓は博覧会や共進会等各種の展覧会に作品を発表し、その成績を示す賞状や賞牌も多数あつたそうである。しかし、そのほとんどは失なはれてしまつた。

次に示す履歴は三女「繁」の手許に保存されていた資料によつたもので、賞状やその他の文書には、その時代がよく伺われるので、なるべく原文を崩さず記することとする。

- 明治二十一年 五月 蓮池会主催ノ新古美術会ニ所蔵品ヲ出品ス
- 明治二十九年 四月 二十日 日本美術協会通常会員タルヲ證ス 總裁大勲位 威仁親王
- 明治二十九年 五月 十八日 私設陶漆器品評会審査員ヲ委嘱ス 金沢市私設陶漆器品評会々長 金沢市長
- 明治三十一年 九月 十四日 工芸品共進会審査員ヲ命ス 石川県工芸品共進会 總裁 志波三九郎
- 明治三十一年 宮内省ヨリ「冠卓下板」の御用ヲ蒙ル
- 明治三十一年 京都ニ於ケル全国漆器聯合共進会ニ「君か代 歌 意 蒔 絵 冠卓」高一尺三寸、巾一尺六寸、奥行一尺を出品し、宮内省御用品トシテ御買上ニナル
- 明治三十二年 四月 日本漆工会第一部第一類審査員ヲ嘱託ス
- 明治三十二年 六月 二十日 明治三十三年第七回関西聯合府県共進会出品奨励委員ヲ嘱託ス 金沢市長
- 明治三十二年 八月 二十五日 第四回北陸實業区大會委員ヲ嘱託ス 石川県實業団体聯合本部長
- 明治三十三年 五月 十日 隅赤瑞鷹蒔絵香盒 壹個 右 皇太子殿下御結婚奉祝ノ為ノ献納候段御満足被思召候事 東宮大夫 侯爵 中山孝磨
- 明治三十三年 七月 十五日 新古美術展覧会委員ヲ嘱託ス 新古美術展覧会会長 男爵 奥村榮滋
- 明治三十四年 四月 十日 青年徒弟奨励会審査委員ヲ嘱託ス 金沢市漆器同業組合青

年徒弟励奨会々長

- 明治三十五年 三 月 七 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ委嘱ス 石川県
- 明治三十五年 四 月 四 日 第五回内国勸業博覧会出品奨励委員ヲ委嘱致候也 石川県  
出品協会金沢支部長
- 明治三十五年 五 月二十一日 北陸絵畫協会評議員ヲ嘱託ス 北陸絵畫協会々長 男爵  
横山隆平
- 明治三十五年十二月 「蜻蛉図角形小硯箱」壹個 右者本会第六次漆工競技会ニ  
侍從御差遣之節御地方漆工業御奨励之思召ヲ以テ貴殿出品  
之内ヨリ御買上相成候条同業者へモ御吹聴之上層御出精  
相成度此段及御通知候也 日本漆工会
- 明治三十六年 三 月 十五 日 全国絵画共進会奨励委員ヲ及御依嘱候也 会長 爵男 横  
山隆平
- 明治三十六年 五 月 第五回内国勸業博覧会出品「黒地秋景蒔絵小棚」右今般宮  
内省ヨリ特ニ御買上ニ相成候此段及御通知候也 第五回内  
国勸業博覧会 石川県事務所
- 明治三十六年 小棚 皇后陛下ノ御買上ヲ蒙ル後梨本宮家へ御下賜ト成ル  
高サ一尺三寸五分 巾一尺五寸五分 奥行一尺
- 明治三十六年 第五回内国勸業博覧会ノ出品作二等賞ヲ受ク
- 明治三十七年 三 月 七 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ委嘱ス 石川県
- 明治三十七年 米国博覧会ニ於テ金賞ヲ受ク
- 明治三十八年 二 月 十八 日 第四回全国製産品博覧会出品奨励委員ヲ御嘱託致候也  
会長 三井八郎次郎
- 明治三十八年 十二 月 第七次漆工競技会陳列品「青銅塗桐鳳凰蒔絵小棚」右ハ本  
業御奨ノ思召ヲ以テ貴殿出品中宮内省御用品ト相成候此段  
及御通知候也 日本漆工会会頭
- 明治三十九年 三 月 十四 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ委嘱ス 石川県
- 明治三十九年 三 月 二十 日 凱旋紀念石川県製産品品評会委員ヲ御嘱託致候也 会長  
渡瀬政禮
- 明治三十九年 九 月二十七日 石川県出品協会常務委員ヲ嘱託ス 会長 村上義雄

- 明治三十九年十一月 四 日 戦後凱旋紀念トシテ開催セル本会へ出品セラレ本会ノ施設  
上稗補勘カラス仍テ紀念狀ヲ贈リ謝意ヲ表ス 凱施紀念五  
二共進会
- 明治三十九年 凱旋紀念五二共進会ノ展覧会出品作有功銀牌ヲ受ク
- 明治 四十年 東京勸業博覧会ニテ二等賞牌ヲ受ク
- 明治四十一年 三月 十四 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ委嘱ス 石川県
- 明治四十一年 四月 第八次漆工競技会ニ「旃檀樹蔭繪書棚」ヲ出品シ好評ヲ博  
ス
- 明治四十一年 八月 七 日 日本大博覧会石川県協賛会評議員ヲ囑託ス 石川県協賛会  
々長 村上義雄
- 明治四十一年 八月 十五 日 本会議所日本大博覧会準備調査委員及囑托候也 金沢商業  
会議所 会頭 齋藤彌久
- 明治四十二年 九月 二十八 日 石川県へ皇太子殿下行啓ニ際シ「七宝烟管」ヲ御買上トナ  
ル

#### 記 念 状

##### 一 七宝烟管

右ハ本年

皇太子殿下行啓ニ際シ特ニ実業奨励ノ思召ヲ以テ御買上相成候洵ニ貴  
下ノ名与ト存候就テハ将来倍々勉勵其業ノ発達ヲ図リ殿下ノ思召ニ副  
ヒ奉ル様盡力アラン事ヲ切ニ希望致候

明治四十二年九月二十八日

石川県物産陳列館長 從五位勳五等 依田錐次郎

- 明治四十二年十二月 一 日 日本美術協会第五部委員及御囑托候也 会頭 伯爵 土方  
久元
- 明治四十二年 東京美術工芸展覧会ニテ賞牌ヲ受ク
- 明治四十三年 二月 二十八 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ委嘱ス 石川県
- 明治四十三年 九月 十 日 金沢商工協会評議員ニ當選シ理事ニ選任ス 会長
- 明治四十三年 日本美術協会美術展覧会ニテ銅牌ヲ受ク
- 明治四十三年 「ロンドン」ニ於ケル日英博覧会ニテ金賞ヲ受ク

- 明治四十四年 一 月 第八回内国物産共進会出品奨励委員ニ推薦致候間本会之為  
精々御盡力相成度候也 会長 從六位 加藤重三郎
- 明治四十四年 六 月 二十 日 内国産業博覧会出品奨励委員ヲ御囑託致候也 会長 米田  
穰
- 明治四十四年 七 月 二十五日 内国産業博覧会出品審査員ヲ御囑託致候也 会長 米田穰
- 明治四十四年 四 月 八 日 名古屋勸業博覧会出品奨励委員ニ推薦致候間本会ノ為メ精  
々各業ニ涉リ出品奨励ノ儀御盡力相成度候也
- 明治四十四年 十 月 二十一日 「扇面蒔絵手付杯盆」壹枚 右ハ本会第十一次漆工競技会  
へ侍從御差遣在ラセラレ漆工業御奨励ノ思召ヲ以テ貴殿御  
出品ノ内ヨリ御買上相成候條此段及御通知候也 日本漆工  
会
- 明治四十四年 十 月 三十一日 實業調委員ヲ囑託ス 金沢市長
- 明治四十四年十一月 十 日 石川県物産陳列館商議員ヲ囑託ス 石川県
- 明治四十四年十一月 十三日 「唐草蒔絵付協取盆」右者本日皇太子殿下第拾次漆工競技  
会江行啓被為在漆工業御奨之思召ヲ以テ貴殿出品中ヨリ御  
買上相成候條此段及御通知候也 日本漆工会
- 明治四十四年十二月二十八日 日本美術協会第七部委員及御囑托候也 会頭 伯爵 土方  
久元
- 明治四十五年 二 月 十五日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ囑託ス 石川県
- 明治四十五年 五 月 一 日 石川県出品協会評議員及ビ常務委員ヲ囑託ス 会長 李家  
隆介
- 大正 元 年 十 月 三十日 「都之秋蒔絵書棚」ノ初工式ヲスル
- 大正 二 年 十 月 二十九日 日本漆工会第十一次漆工競技会審査員ヲ囑託ス 会頭
- 大正 二 年十一月 十 日 「宗旦好青漆爪紅及臺子」壹脚 右ハ本日本会第十一次漆  
工競技会へ皇后宮陛下行啓被為在漆工業御奨励ノ思召ヲ以  
テ貴殿出品之内ヨリ御買上相成候條此段及御通知候也  
日本漆工会
- 大正 二 年十二月 一 日 意匠図案研究会評議員ヲ御囑託候也 会長 伊藤金吾
- 大正 二 年十二月 三十日 日本美術協会第七部委員及御囑托候也 会頭

- 大正 三 年 一 月 日本漆工会第十一次漆工競技会審査員及囑託候處御多忙ニ  
モ不拘御精励ノ結果審査ノ正鵠ヲ得候段感荷ノ至リニ御座  
候茲ニ右囑託ヲ解キ併セテ謝辭申述候也 会頭
- 大正 三 年 二 月 二十 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ囑託ス 石川県
- 大正 三 年 三 月 十三 日 石川県物産陳列館商議員ヲ囑託ス 石川県
- 大正 三 年 六 月 二 日 石川県出品協会評議員及ヒ常務委員ヲ囑託ス 会長 熊谷  
喜一郎
- 大正 四 年 五 月 一 日 宮内省御用ノ「御紋付蒔絵手箱合歡木図」壹個 外貳点  
同年九月三三十日納入ノ契約ス
- 大正 四 年 九 月二十八日 大典紀念京都博覧会出品人総代ヲ委嘱ス 石川県
- 大正 四 年 九 月三十 日 大典紀念京都博覧会審査委員ヲ囑託ス 博覧会長 京都市  
長 井上密
- 大正 四 年 九 月 「阜角子蒔絵 御紋章付御手箱」謹製上納ス
- 大正 四 年 九 月 「御紋章付蒔絵 合歡図御手箱」謹製上納ス
- 大正 四 年十一月十二日 御大典紀念特別作品「花之御幸・大正之聖代・御苑之秋」  
ト題ス三ツ揃文庫硯箱料紙文臺等ノ製作初工式ヲ行ウ
- 大正 四 年十二月二十五日 日本美術協会第七部委員及御囑託候也 会頭
- 大正 四 年 大典記念京都博覧会ニテ紀念賞牌ヲ受ク
- 大正 五 年 二 月十六 日 宮内省調度寮へ「御紋付雲蒔平日入焼花子地 蒔絵手箱」  
ノ見積書提出
- 大正 五 年 二 月二十 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ囑託ス 石川県
- 大正 五 年 二 月二十三 日 宮内省調度寮へ「御紋付 霞蒔平日入焼花子地蒔絵料紙硯  
箱」表秋之野 内色紙短冊蒔絵ノ見積書提出ス
- 大正 五 年 三 月 八 日 「御紋付秋ノ野蒔絵料紙文庫硯箱」壹組 同年十二月十五  
日限納入ニ契約ス
- 大正 五 年 六 月十六 日 石川県出品協会評議員及ヒ常務委員ヲ囑託ス 会長 太田  
政弘
- 大正 五 年 七 月十一 日 漆器「棕櫚蒔絵文庫」壹個 右ハ大正五年七月六日皇太子  
殿下行啓ノ際鹿島郡公会堂ニ於テ台覧ニ供シ候條此段申進

候也 石川県知事 太田政弘

- 大正 五 年 十 月 五 日 石川県物産陳列館主催美術工芸品展覧会審査委員御嘱託候  
也 館長 伊藤金吾
- 大正 五 年十二月 十 日 「御紋付秋之野蒔絵料紙文庫硯箱」壹組 病気ノタメ納入  
延期出願提出
- 大正 五 年十二月 「御紋章付金地桑蒔絵御手箱」謹製上納ス
- 大正 六 年 二 月 「御紋章蒔絵秋之野料紙文庫硯箱」壹組 謹製上納ス
- 大正 六 年 七 月 二 日 石川県産業協議会員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 六 年 十 月 十二 日 宮内省調度寮へ「御紋章蒔絵梨子地書棚」臺脚 ノ見積書  
提出
- 大正 六 年 十 月二十四日 華頂宮ヨリ伏見宮ノ姫宮殿下御婚嫁ノ御道具六尺金屏風壹  
双ノ調製方御依頼ヲ受ク
- 大正 六 年十二月二十五日 日本美術協会第七部委員及御嘱託候也 会頭
- 大正 七 年 三 月二十八日 「萬歳裂模様蒔絵冠卓」壹脚  
附属 櫻橘蒔絵冠香炉 壹個  
歌意蒔絵笏香盒 壹個  
調度寮ニ納入ス
- 大正 七 年 三 月 四 日 石川県立工業学校諮問員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 七 年 三 月 十四 日 石川県物産陳列館商議員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 七 年 六 月 一 日 「御紋章散蒔絵梨子地書棚」壹基 大正八年十二月二十五  
日限調製納入ノ契約ス
- 大正 七 年 六 月 十 日 新潟市産業団体主催全国物産共進会審査員トシテ盡瘁セラ  
レタル所尠カラス仍テ茲ニ深厚ナル感謝ノ意ヲ表ス 会長  
櫻井市作
- 大正 七 年 九 月 十一 日 石川県物産陳列館出品人共勵会評議員御嘱託致候也
- 大正 七 年十一月 日本漆工会第拾四回漆器蒔絵展覧会審査員ヲ嘱託ス 会頭
- 大正 八 年 三 月 十二 日 石川県出品協会評議員及ヒ常務委員ヲ嘱託ス 会長 土岐  
嘉平
- 大正 八 年十一月 二 日 「御紋章散蒔絵梨子地書棚」壹基 原料及諸物価暴騰ノ為



メ調製不能トナリ契約解除願ヲ提出シ十二月一日願出ノ趣  
聴届ケラレ大正九年一月二十一日再契約シ二月四日納入ス

- 大正 九 年 三 月 四 日 石川県立工業学校工芸諮問員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 九 年 五 月 十三日 石川県工芸品陳列会評議員ヲ嘱託ス
- 大正 九 年 五 月 十三日 日本美術協会第六十二回美術展覧会委員及御嘱託候也 会  
頭 子爵 金子堅太郎
- 大正 九 年 七 月 二十日 国勢調査員ヲス 内閣
- 大正 九 年 七 月 二十一日 石川県物産陳列館出品人共励会評議員ニ當選ス右通知候也
- 大正 九 年 八 月 二十五日 金沢商工協会評議員ニ選任ス 会長 飯尾次郎三郎
- 大正 九 年 九 月 日本漆工会第十五回漆器展覧会審査員ヲ嘱託ス 会頭 正  
木直彦
- 大正 十 年 三 月 九 日 石川県商品陳列所商議員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 十 年 四 月 十一日 石川県出品協会評議員及ヒ常務委員ヲ嘱託ス 会長
- 大正 十 年 五 月 十五日 石川県工芸品陳列会評議員ヲ嘱託ス
- 大正 十 年 七 月 二 日 日本美術協会第六十三回美術展覧会委員及御嘱託候也 会  
頭
- 大正 十 年 九 月 五 日 石川県工芸奨励会評議員ヲ依嘱ス 会長
- 大正 十一年 三 月 十四日 石川県立工業学校工業教育諮問員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 十一年 七 月 二十日 石川県商品陳列所出品人共励会評議員ヲ嘱託ス
- 大正 十一年 九 月 十五日 石川県工業試験場商議員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 十一年 十 月 日本漆工会第拾六回漆器展覧会審査委員ヲ嘱託ス 会頭  
正木直彦
- 大正 十二年 三 月 八 日 金沢商工協会評議員及ヒ理事ニ選任ス 会長 相良歩
- 大正 十二年 四 月 十五日 裏日本鉄道全通新舞鶴港開港記念博覧会寺査員ヲ嘱託ス  
会長 新舞鶴町長 勲四等 山口俊一
- 大正 十二年 四 月 三十日 石川県商品陳列所商議員ヲ嘱託ス 石川県
- 大正 十二年 五 月 一 日 全国漆器盆類及菓子器展覧会開催ニ際シ多数ノ御出品ヲ得  
豫期以上ノ成績ヲ擧ケタリ依テ聊カ感謝ノ意ヲ表ス 奈良  
県商品陳列所長 仲元義

大正十二年六月二十八日 石川県出品協会評議員並ヒニ常務委員ニ選任ス  
 大正十二年二月五日 石川県商品陳列所出品人共励会評議員ヲ嘱託ス  
 大正十三年三月五日 工業教育諮問員ヲ委嘱ス 石川県  
 大正十五年八月二日 伏見宮家御用ノ金地御屏風六曲一双ノ見積書提出  
 大正十五年十一月二十日 フイラデルフィアニ於ケル万国博覧会ニ出品シ金牌ヲ受ク  
 昭和元年 姫路商業会議所主催全国産業博覧会ニテ壹等賞金牌ヲ受ク  
 昭和二年四月二日 「蝶蒔絵手箱」壹個 右御献上相成早速御披露致候此段御  
 挨拶申進候也 久爾宮附宮内事務官  
 昭和五年六月十五日 「炉，風炉用長板」壹組 「内葱蒔絵黒囊」壹個 「碁盤  
 形香合」壹個 「双五六盤形香合」壹個 「敦板三枚組」  
 壹組 皇太后宮職へ納入ス

以上は現在大垣繁氏の手元に保存されている資料を中心にして、昌訓の業績を年代順に眺めたものである。これは昌訓の業績の一部分を示すもので、資料の大部分はすでに散逸してしまっているため昌訓の業績の全貌を伺うには今後の研究に待たれる点が多い、しかし、以上略記した業績をみても、昌訓は加賀蒔絵の最後を飾る名工の一人として誠にふさわしい活躍をしていたことがわかる。

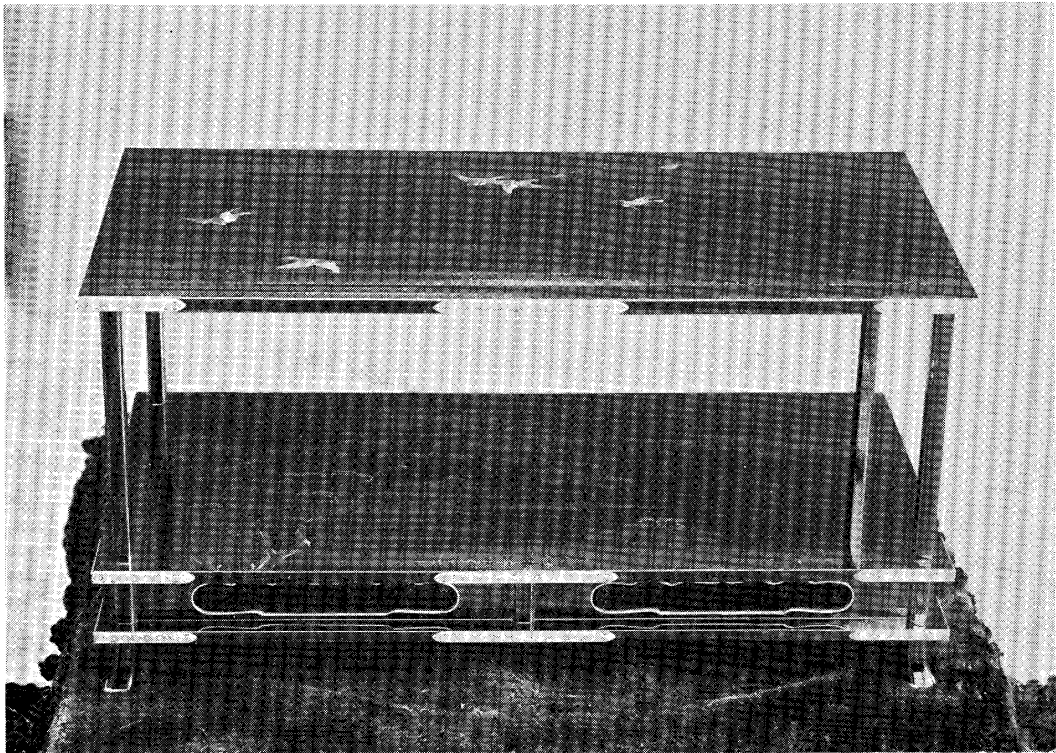
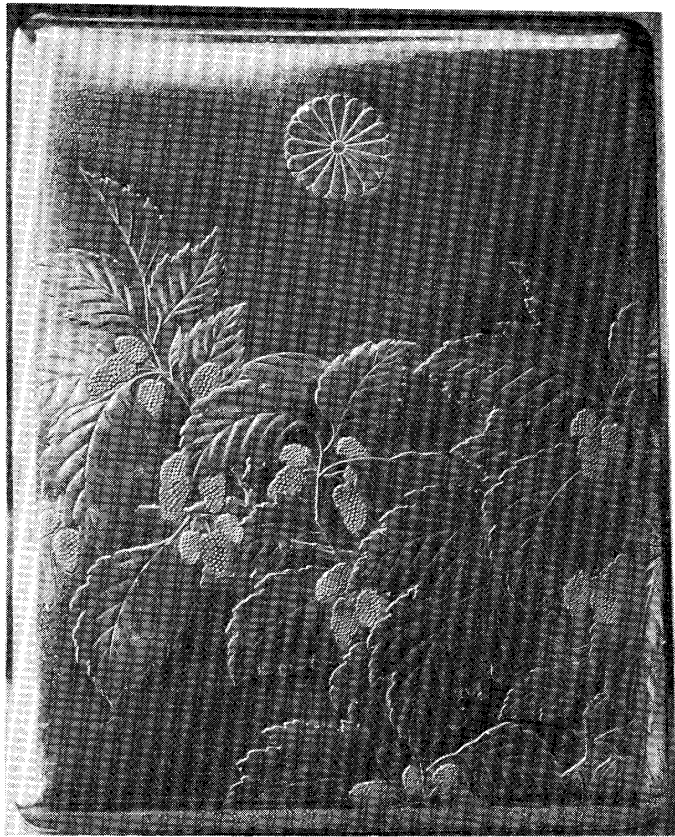
## 作 品

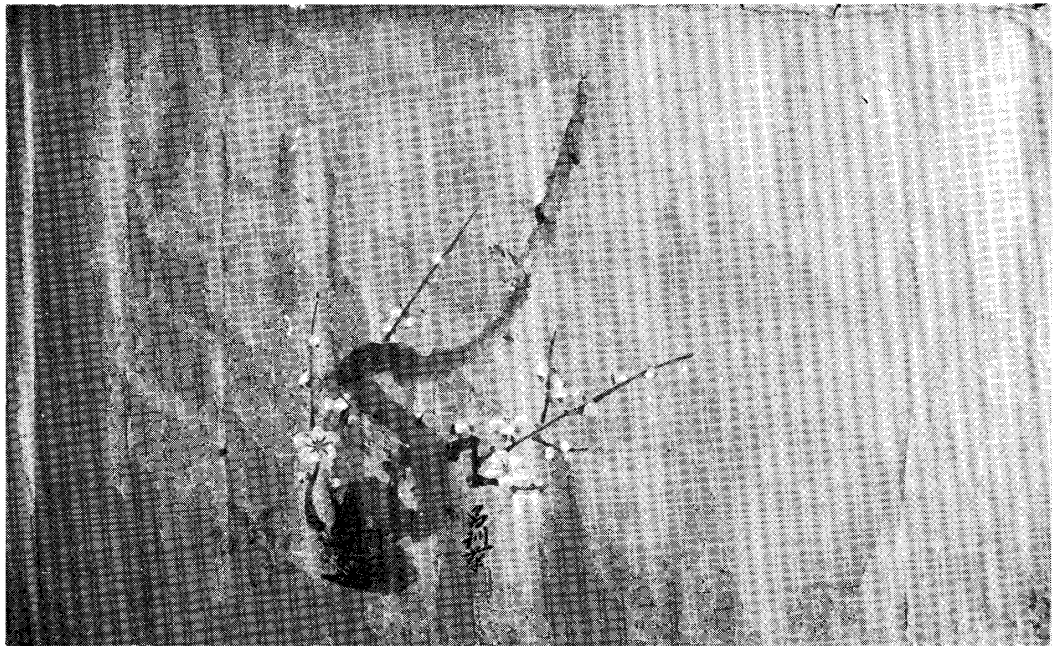
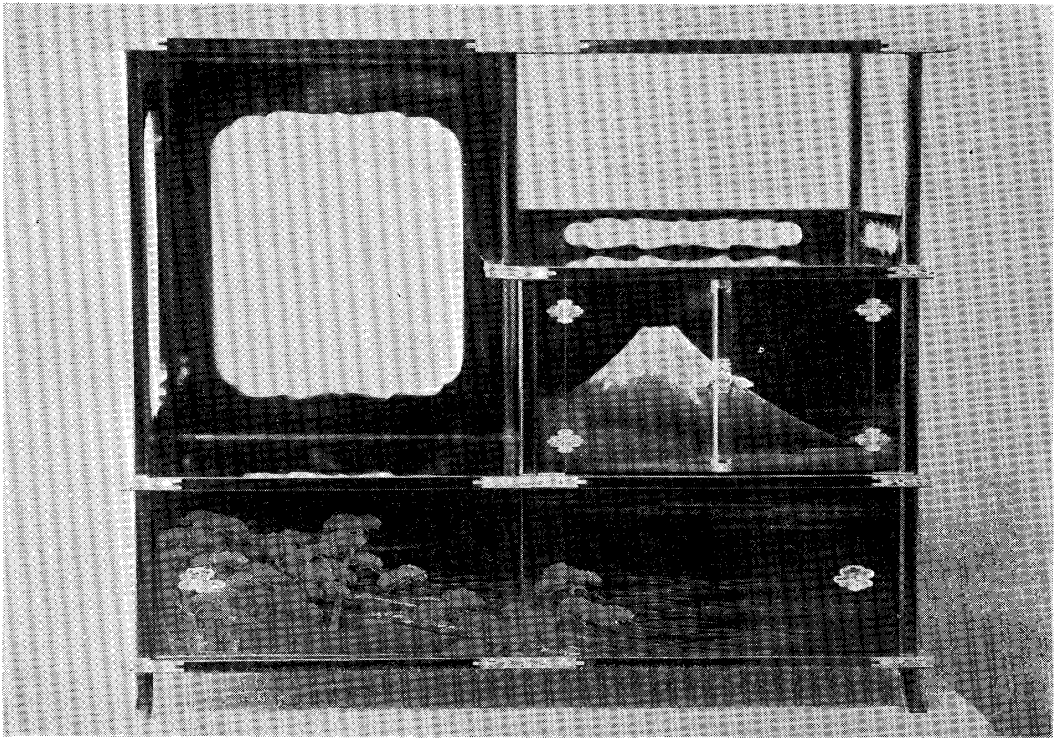
昌訓は宮内省関係の仕事で忙しんでおり、盛んなころは宮内省専属作家の感すらある。したがって、その特殊性によつて見積書や契約書等が数通残っている。これは当時の時代を伺うのに非常によい資料であり、また製作工程や製作日数あるいは製作費等について識る上に恰好の資料である。このようなことからは、芸術作品にとつては本来的には二次的意味しか持つておらず、作品の出来如何が問題であることは云うまでもないことである。しかし、工芸の場合には、種々と問題もあると思うので、次にその中の幾通かを紹介する。

宮内省調度頭馬場三郎（以下甲ト稱ス）ハ請負人大垣昌訓（以下乙ト稱ス）ニ対シ左記物品調製ニ関シ請負契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

一御紋付蒔絵手箱 合歡木 壹個

外貳点









但仕様内訳ハ別紙仕様書ノ通り

右請負代金壹千六百五拾円也

第一條 乙ハ大正四年九月三十日限本件物品ヲ仕様書ノ通り調製シテ宮内省調度寮ニ納入シ  
甲ノ検査ヲ受クベシ

検査終了以前ニ係ル納入品ノ亡失毀損ハ總ラ乙ノ負擔トス

第二條 甲ハ第一條ニ依リ検査ノ上合格セサルモノヲ発見セルトキハ乙ニ對シ直チニ引換ヲ  
命スヘシ

第三條 本件ノ請負代金ハ物品全部ヲ完納シ代金請求書ヲ提出セシ後甲ニ於テ仕拂ノ手續ヲ  
為スベシ

第四條 物品請負代金ハ納入ニ要スル一切ノ費用ヲ包含スルモノトス從テ乙ハ甲ニ對シ何等  
ノ事情アルモ該代金以外ノ請求ヲナスコトヲ得ス

第五條 甲ノ都合ヲ以テ本契約ヲ解除セントスルトキハ既納部分ニ對スル代金及既成品（仕  
様書及標本ニ適合セルモノニ限ル）ノ代金ハ之レヲ乙ニ拂渡スヘシ此場合ニ於テ乙ハ損害  
賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第六條 甲ハ乙ニ於テ請負ヲ履行スル能ハズト認定シタルトキハ本契約ヲ解除シ甲ノ見込ヲ  
以テ其損害ヲ賠償セシムベシ

第七條 物品完納ノ時ヨリ大正五年九月二十九日迄ノ間ニ於テ製造上ノ不注意ニ基キ破損等  
ヲ生シ又ハ品質不良ナルコトヲ発見シタルトキハ乙ハ無償ニテ甲ノ指定ニ從ヒ之レヲ修補  
シ又ハ之レヲ引換フベシ

第八條 乙ニ於テ前條ノ規定ニ違反スルトニハ甲ハ本契約ヲ解除シ其損害ヲ賠償セシムベシ

第九條 損傷ヲ生シタル製造品又ハ豫備トシテ製造シタル物品アルトキハ乙ハ現品ヲ調度寮  
ニ持来シ甲ノ指揮ヲ受ケ御紋章アル部分ヲ滅却スベシ

第十條 乙ハ前各條ノ外尚調度寮入札心得書及入札手續書ノ條項ヲ遵守スベシ

第十一條 甲ニ於テ乙ニ損害賠償ヲ請求スルモ乙之レニ應セサルトキハ保證人ハ乙ニ代リテ  
甲ノ請求ニ應スルモノトス

右ノ通り此證書二通ヲ作り甲乙各二通ヲ保管スルモノナリ

大正四年五月一日

調度頭 馬場三郎

石川県金沢市木町一番丁百八番地

請負人 大垣昌訓

石川県金沢市下本多町三番丁五番地ノ一ノ一

保証人 本多政以

仕様書

一 御紋付蒔絵手箱 合歡木図 壹個

此代金六百五拾円也

此仕様 寸法 縦壹尺参分 横八寸五分 高五寸五分 (甲盛迄)

木地 極上等檜材

塗下地 總布張本堅地

覆輪 (合口) 純銀製

蒔絵合歡木蒔絵図面ノ通り

地 外部焼金平日霞地 但霞ヲ引立ツル為メ要所ニ焼花子打込

内部及底純金梨子地

御紋章 焼金割上高蒔絵径壹寸五分

合歡木幹ハ焼金青金及少々赤銅ヲモ用フ花ハ朱金根白キ所少シク銀ヲ用フ

葉ハ主トシテ焼金但シ配色上青金ノ箇所アリ葉及小枝花ニハ研出ト高蒔絵ト交フ

幹ハ高蒔絵但シ少々切金ヲ用フ

附属白羽二重 (薄綿入) 袷紗及春慶塗桐葉籠箱

一 御紋付蒔絵手箱 鳳凰図 壹個

此代金五百五拾円也

此仕様 寸法縦九寸五分横七寸五分 (甲盛迄)

木地 極上等檜材

塗下地 總布張本堅地

覆輪 (合口) 純銀製

蒔絵鳳凰ノ図 (図面ノ通)

地 外部焼金平日雲蒔地 但雲ノ濃淡配色ノ為メ焼拔花子打

内部及底 純金梨子地

御紋章 焼金割上高蒔絵径壹寸五分

鳳凰 書割総高蒔絵 鳥冠 朱金羽根焼金青金並銀赤銅ヲ少シク用ヒテ着色配合ヲ



施シ切金玉虫貝ヲモ交へ斑紋ヲ配色ス

附属 白羽二重（薄綿入）袷帛紗及春慶塗桐葉籠箱

一 御紋付蒔絵手箱 皂角子龍騰図 老個

此代金 四百五拾円也

此仕様 寸法 縦八寸五分 横七寸 高四寸八分（甲盛迄）

木地 極上等檜材

塗下地 總布張本堅地

覆輪（合口）純銀製

蒔絵皂角子龍騰蒔絵図面ノ通り

地 外部焼金平日霞地 但端ノ思ヲ表シ又霞ヲ引立ツル為メ要所ニ焼花子打込

内部及底 純金梨子地

御紋章 焼金割上高蒔絵径老寸参分

皂角子龍騰 總高蒔絵蔽ハ下研出上研出ノ二種

皂角子ノ實朱金龍騰ノ花玉虫貝但シ上品ニ使用ス普通ノ埋込青貝ト趣ヲ異ニス

皂角子龍騰蔽ノ葉蔓茎ハ焼金並ニ青金

附属 白羽二重（薄綿入）袷帛紗及春慶塗桐葉籠箱

（終）

見 積 書

一 御紋付（雲蒔平日入花子地）蒔絵手箱

寸法 縦九寸五分，横七寸五分，高五寸（甲盛共）

此仕様

一 木地 極上等檜材

一 塗下地 總布張本堅地出来

一 覆輪（合口）純銀製

一 蒔絵 桑（實付）之図（図面之通）

一 地 外部内部及底 純金梨子地

一 御紋章 焼金割上高蒔絵 径老寸式分五リ

一 桑 幹ハ焼金ニテ骨書ヲナシ其間ハ焼金青金及赤銅ニテ配色ス

葉ハ主トシテ焼金亦青金ヲ用ヒ又切金ヲ用フル部分アリ

實ハ色漆又ハ蒔絵具ニ焼金青金ヲ使用シテ着色ヲナス但シ品位宜ク俗ニ流レサル様  
配色ヲナス

蒔絵ハ上研出，高蒔絵ノ二種ニテ描ク

一 附属 白羽二重（薄綿入）帛紗及春慶塗桐葉籠箱

一 出来期限五ヶ月

代金五百八拾圓

大正五年二月十六日

石川県金沢市木町一番丁百八番地

大垣昌訓

調度寮御中

見積書

一 御紋付（霞蒔平日入焼花子地）蒔絵料紙硯箱

表秋之野 内色紙短冊蒔絵

寸法 硯箱 縦八寸三分 横七寸七分 高老寸七分（表甲盛共）

文庫 縦老尺四寸 横老尺老寸四分 高五寸老分（甲盛共）

硯箱仕様

一 木地 極上等檜材

一 塗下地 総布張本堅地出来

一 覆輪 純銀製

一 蒔絵 表 秋之野蒔絵（図面之通）

内 色紙知冊蒔絵（全）

一 地 焼花子地ノ中ニ純金平日ヲ以テ霞蒔ヲナス

内部及底 純金梨子地

一 御紋章 焼金割上高蒔絵径老寸貳分五厘

一 秋草 菊，桔梗，龍籬，女郎花，萩，尾花其他等茎，葉，花凡ヘテ焼金ヲ主トシ青金及

僅少ノ銀ヲ取合セ又青貝，朱金，金銀切金等ヲ用ヒテ配色ノ工風ヲナス但シ上研出

高蒔絵ノ二ニ描ク尚詳細図面ニ記載ス

一 色紙短冊 焼金，青金，赤銅，銀，青貝及金銀切金ヲ用ヒ研出高蒔絵ノ二種ニ描ク尚詳

細図面ニ記ス

- 一 水入 純銀製但シ彫模様赤銀鍍金ニテ配色ス 形状模様図ノ如シ
- 一 硯 表「いつかけ」及横手ハ平目入焼花子地 裏純金梨地
- 一 墨挾 純金平目入焼花子溜鍍金配色銀金具附
- 一 筆 純金平目入焼花子溜
- 一 小刀 錐 純金平目入焼花子溜 柄全上銀金具附
- 一 附属 白羽二重綿入袷帛紗 春慶塗桐葉籠箱

文庫仕様

- 一 木地 極上等檜材
- 一 塗下地 總布張本堅地出来
- 一 覆輪 純銀製
- 一 蒔絵 表 秋之野蒔絵 (図面之通)  
内 色紙短冊蒔絵 (空)
- 一 地 表 純金平目霞蒔  
内部及底 純金梨子地
- 一 御紋章 焼金割上高蒔絵 径老寸五分
- 一 秋草 蒔絵仕様 硯箱ニ同シ
- 一 色紙短冊 蒔絵仕様 硯箱ニ同シ
- 一 附属 白羽二重綿入袷帛紗 春慶塗桐葉籠箱
- 一 出来期限 九ヶ月半

代金貳千八百円也

右之通ニ有之候也

大正五年二月二十五日

調度寮 御中

- 一 御紋付秋ノ野蒔絵料紙文庫硯箱 老組

右請負代金貳千八百円也

大正五年十二月十五日限本件物品ヲ仕様書ノ通り調製シテ宮内省調度寮ニ納入シ検査ヲ受クベシ

大正五年三月八日

仕 様 書

一 御紋付秋ノ野蒔絵料紙硯箱 壺組

此仕様

硯箱ノ部

寸法 縦八寸参分 横七寸七分 高壺寸七分 (甲盛共)

木地 極上等檜材

塗下地 総布張本堅地

覆輪 純銀製

地 外部焼花子地ノ中ニ純金平目ヲ以テ霞蒔ヲナス

内部及底ハ純金梨子地

蒔絵 御紋章 焼金割上高蒔絵 径壺寸貳分五厘

表 秋ノ野図面ノ通り

秋草，菊，桔梗，龍膽，女郎花，萩，尾花等其他茎，葉，花總テ焼金ヲ主トシ青金及僅少ノ銀ヲ取合セ又青貝朱金切金ヲ使用ス但シ上研出シ高蒔絵ノ二種ニ描ク

内 色紙短冊図面ノ通り

色紙短冊 焼金青金及僅少ノ赤銅銀青貝切金ヲ使用シ研出シ高蒔絵ノ二種ニ描ク

附属品 水入，純銀製但シ彫模様ハ赤銅鍍金ニテ配色ス形状模様図面ノ通り

硯，縁及横ハ純金平目入焼花子溜横純金梨子地

墨狹，純金平目入花子溜鍍金配色銀金具附

筆，純金平目入焼花子溜

小刀，錐，純金平目入焼花子溜柄同上銀金具附

外ニ白羽二重綿入裕帛紗及春慶塗桐矢呂箱

文庫ノ部

寸法 縦壺尺四寸 横壺尺壺寸四分 高五寸一分 (甲盛共)

木地 極上等檜材

塗下地 総布張本堅地

覆輪 純銀製

地 外部ハ焼花子地ノ中ニ純金平目ヲ以テ霞蒔ヲナス

内部及底ハ純金梨子地

蒔絵 御紋章 焼金割上蒔絵 径老寸五分

表，秋ノ野図面ノ通り

秋草蒔絵仕様硯箱ニ同シ

内，色紙短冊図面ノ通り

色紙短冊蒔絵仕様硯箱ニ同シ

外ニ白羽二重綿入袷帛紗及春慶塗桐葉籠箱

(終)

見 積 書

一 御紋章蒔絵梨子地書棚 老脚

寸法 高サ参尺八寸七分 前口参尺九寸一分 奥行老尺四寸六分

仕 様

一 木地 檜 (極上等)

一 塗下地 總布張極上堅地出来

一 地 總梨子地 (小判大二，大三，常三) 仕用板ノ小口，柱ノ貴重面ハ金地 (焼細味甚仕用)

一 御紋 大，径四寸一分 数 十七個

中，径三寸五 数 十九個

小，径二寸 分 数 二十四個

小ノ二，径二寸五分数 十八個

右ハ凡テ割上高蒔絵，焼金及青金トニ描ク

一 金具及覆輪 純銀，模様ハ大垣七宝

金物数七拾貳個 (図ノ如シ)

一 附属 帛紗晒木綿帛紗 (綿入) 縦上箱

代價金六千円也

但シ形式等左記甲種図案ニヨル

右之通御座候也

大正六年九月

見 積 書

一 御紋章蒔絵梨子地書棚 老脚

寸法 高サ參尺八寸七分 間口參尺九寸壹分 奥行壹尺四寸六分

仕 様

- 一 木地 檜 (極上等)
- 一 塗下地 總布張極上堅地出来
- 一 地 總梨子地 (小判大二, 大三, 常三使用) 板ノ小口, 柱ノ貴重面ハ金地 (焼細味甚仕用)
- 一 御紋 焼金割上高蒔絵 径壹寸七分  
紋数百七十二個 (図ノ如シ) 但シ配色ノ為内小判ノ紋四十七個作ル (焼荒極使用)  
但シ小判ノ紋ハ細味甚使用
- 一 金具 金具一切及透シ窓覆輪凡ヘテ純銀製金具ノ模様大垣七宝ニテ配色, 地ハ石目打  
金物数七十二個 (図ノ如シ)
- 一 附属 綿入晒木綿帛紗 縦上箱
- 一 出来期日 大正八年貳月末日迄ニ出来

代價金五千八百円也

右之通御座候也

大正六年十月十二日

調 度 寮 御中

拜啓兼テ御照介申候金屏風之件豫算書之通ニテ調製依頼致度ニ付左ノ件御承知ノ上至急ニ御着手相成度候

六尺金屏風壹双ノ内

- 一 金參拾八円

縁, 骨, 下地

艶消黒蠟色塗縁料

骨ハ杉材ヲ用フル方適當ト存スレモ其辺御申越ノ事

- 一 金百七拾八円

二度張箔代工料共

裏鳥ノ子張

箔ハ二度張ノ方宜敷事

裏張ノ鳥ノ子ハ模様ニテモアリヤ又ハ無地ナリヤ無地トセバ金砂子ニテモ散布セハ其大

略ノ散シ方御送ノ事

表張ニ縁張ノ見込無シ是ハ多分無地ノ絹地ノ見込ト考フレモ矢張金襴或ハ縞珍ノ類ヲ以テ縁張セシ方宜敷カラント存候間此分若シ見込外トセハ更ニ加算修正御申越アリタク同時其適當ノ地質見本御送リノ事

其他ハ見積書ノ通ニテ宜敷カラント存候竣工ノ期限ハ 成物品出来映ニ差支ナキ限リ至急ニ要用ニ付其辺御含ニテ期限御申越ノ事外ニ前項六尺ノ屏風ト同シ仕様ニテ此分ハ縁張ナシニテモ宜敷四尺五寸ノモノ一双見積書至急ニ御送リ有之度候至急ヲ要スル事故見積書送付ト共ニ骨縁等ハ豫メ用意セラレ差支無之候

右御依頼候間何分ノ御回答有之度此段申候也

大正六年十月二十四日

馬 場 三 郎

大 垣 昌 訓 殿

一 此御屏風ハ伏見宮ノ姫宮殿下御婚嫁ノ御道具ニ付精々入念充分御注意ノ上御調製相成度呉々モ申添候

二 此屏風調製ノ件ニ関シテノ返信ハ

東京市芝区三田臺町一ノ五

華頂宮御殿内へ宛発送セラレタシ

華頂宮御殿内 馬 場 三 郎

一 御紋章散蒔絵梨子地書棚 壱基

此代金六千円也

一 大正八年十二月二十五日限り本件物品ヲ仕様書ノ通ニ調製

大正七年六月一日

仕 様 書

一 寸法 高サ参尺六寸七分 間口参尺九寸五分 奥行壱尺四寸六分

一 木地 極上檜材、板凡テはしはミ止、柱箱指貴重面取

一 塗下地 總布張地鍔極上堅地小中塗出来

一 地（裏表共）總梨子地蒔、但シ小判大二、大三、常三梨子地使用

板ノ小口、柱ノ貴重面ハ金地（焼細味甚使用）

一 御紋 径壹寸七分 割上高蒔絵

御紋總數貳百個 但シ焼金，青金ノ御紋ヲ交フ焼金御紋ハ焼荒極ヲ使用シ陽ニ描ク

御紋配置図案ノ通り

一 金具 純銀製菊唐草浮彫地面石目打

一 附属 綿入晒木綿帛紗及外黒塗杉上箱

(終)

一 御紋章散蒔絵梨子地書棚 壱基

此代金七千參百円也

別紙仕様書ノ通

大正九年一月二十一日

仕 様

一 書棚寸法 高サ參尺八寸七分 前口參尺九寸五分 奥行壹尺四寸六分

平臺寸法 高サ參尺八寸七分 前口參尺九寸五分 奥行壹尺五寸

[以下前項ニ同シ]

見 積 書

一 金五百貳拾五円也

但シ正四尺五寸 六枚折 金地御屏風 壱双代

右 仕 様

一 縁 艶消黒蠟色塗

一 表 絹地 金箔二度張 極上出来

縁裂 純子 小縁 金欄 使用

一 裏 烏ノ子張 金砂子撒

一 金具 唐草模様浮彫金鍍金

一 附属 黒搔合塗外箱黄木綿袋付

右之通御座候也 以上

大正十五年八月二日

伏見宮附事務官 田中壽三郎 殿



請 求 書 〔見積書〕 別

- |          |         |    |
|----------|---------|----|
| 一 金百貳拾円也 | 炉，風炉用長板 | 壺組 |
| 一 金六拾円也  | 内葱蒔絵黒囊  | 壺個 |
| 一 金五拾円也  | 碁盤形香合   | 壺個 |
| 一 金五拾円也  | 双五六盤形香合 | 壺個 |
| 一 金貳拾五円也 | 敷板三板組   | 壺組 |

合計金參百五円也

右之通り請求仕候也

昭和五年六月拾六日

皇 太 后 職 御中

以上の文書によつて昌訓が宮内省関係にどのような作品を納めたか、またその技法や製作日数、経費等について具体的に識ることが出来る。しかし、昌訓も時には病のため、あるいは諸物価暴騰の煽をくつて材料や工賃も高くなり、そのために苦勞したこともあつた。次の文書はその間の状況をよく表わしている。

延 期 願

- 一 御紋付秋之野蒔絵料紙文庫硯箱 壺組

但シ内部色紙短冊蒔絵

右ハ大正五年八月三日ヨリ全年十二月十五日迄ニ小生ニ於テ調製納入仕可契約ヲ以テ着手罷在候処小生儀去ル十一月八日ヨリ流行性感冒ニ罹リ気管支炎ヲ併發致候為当十二月六日迄臥床ニ罷在リ昨今漸ク快方ニ向ヒ候ヘ共尚服藥中ニ有之候為メ到底晝夜兼行ニ執業致難ク從而右御用品ハ速モ契約ノ納期ハ勿論当年中ニスラ完製ヲ得ル事能ハサル義ト相成候ニ就而ハ甚タ申兼ネタル次第ニ御座候ヘ共尚今後数旬御猶豫ヲ賜ハラザレバ実ニ出来六ケ敷ク即チ大正六六年二月二十日迄ニハ間違ナク納入仕可候間何卒右実情御賢察ノ上宜敷御聽許被成下度只管奉請願候也

石川県金沢市木町一番丁百〇八番地

大 垣 昌 訓

大正五年十二月十日

契約解除願

一 御紋章散蒔絵梨子地書棚 壹基

此代金六千円也

右ハ大正八年十二月二十五日限調製上納ノ契約ニテ請負仕候ヘトモ原料及諸物價暴騰ノ為メ  
差額甚シク上リ到底右價格ハテ調製仕兼候義ト相成候ニ就而ハ誠ニ恐縮千萬ノ至ニ存候ヘト  
モ何卒右契約御解除願上度御聴許伏而奉願上候也

石川県金沢市木町一番丁百八番地

大垣昌訓

大正八年十一月二日

調度頭 男爵 小原駘吉 殿

尚、この願書の末尾に朱にて次の如く書いてある。

願出ノ趣聴届ク

大正八年十二月一日

調度頭 男爵 小原駘吉

次に当時の價格變動についての昌訓のメモが残っているので参考のため原文のまま紹介す  
る。

現在出来ノ價格

一 木地	金百参拾円	旧百参拾円
一 塗	金五百五拾円	旧四百八拾円
一 梨子地	金貳千百拾貳円	旧千五百七拾五円

老匁八円替 貳百五拾匁

旧六・三〇替 貳百五十匁豫算

(一尺四方坪) 百二十坪

一坪ニ付貳匁貳分付

一 梨子地研上工料	金千四百拾円	旧九百六十円
一日四人掛	百二十日工料	一人一日参円 旧二円
一 御紋	金千五百貳拾円	旧千参百円
	百九十個	一個八円割 旧一個六円五十錢割
一 板小口、柱ノ面	金紛代	
	金六百拾五円	旧四百八十七円五十錢

一 匁七円五拾銭 八拾匁

旧六・五〇替 七拾五匁豫算

一 右ノ研上工料 金貳百七拾円 旧百六拾円

一日二人掛四十五日間 旧一人二円

一 金物銀地，覆輪，金具共

金四百貳拾九円 旧参百貳拾貳円

幕貫四百参拾匁 壹貫目参百円替

旧壹貫四百目豫算 壹メ二・三〇替

一 金具工料 金五百八拾円 旧参百八拾円

一 覆輪工料 金百貳老五円 旧八拾五円

一 箱 杉（塗箱二個） 帛紗（綿入木綿）

金百貳拾参円五拾銭 旧九十円

一 雑費，図案料運搬費，其他一切

金参百円 旧貳百円

合計金八千百九拾四円五拾銭

旧金六千百六拾九円五十銭

塗ハ大正七年十一月出来

銀縁ハ十二月仕入

梨子地 大正七年十月仕入八年一・二月出来

銀金具 大正八年六・七月

工料 本年春ヨリ

また、昌訓は各種の展覧会に出品し優秀な成績をおさめている。特に海外では度々好評を博した。次の文書は海外での評価を示すものである。

大正十五年十一月二十日〔土曜日〕の「経育新報第一千三百号（The Japan Times Satuary, November 20, 1926 VoL16, No, 1300）」に「出品八十三点から金牌入選者が十人，審査終了した費府大博の日本美術品銀樹受領者が三人，銅牌は二人」の見出で次の様な記事が載っている。

「美術品の審査は博覧会規定の一般規則によらず美術館長の権限にて米人の美術権威者〔外人を含まず〕より審査員を選任し，全然他と独立した審査を行つた。従つて賞牌の問題

も亦他と趣を異にして金銀銅の三種とし金牌を以て最高とした。即ちその内容は、

ギャラリー数は米国三十，日本三，其他外国十五。出品点数は米国三七五〇，日本八三，其他□〇五〇。金牌入選米国十一，日本十，其他外国七，合計二八，銀牌は総数三十二の中にて日本は三，銅牌は総数三十，日本は二等に確定した。」

この展覧会で最高賞を受けた日本人は次の報告書の人達である。

大正十五年十二月二十日

日本産業協会

大垣昌訓殿

拝啓万国博最高金牌受賞者左記ノ通商工省ヨリ通知有之候ハ付不敢取御報告申上候

拝具

記

京都	駒井音次郎	象嵌五重塔
名古屋	安藤重兵衛	七宝大壺
全	太田藤四郎	全花瓶
京都	飯田新七	刺繍屏風
全	西村惣左エ門	全
全	田中利七	全
石川	大垣昌訓	漆器盆
京都	森順次郎	漆器宝石簞笥
長崎	江崎栄造	鼈甲手箱
京都	川島甚兵衛	綴錦屏風

人物

次に昌訓の人物を知るために、いくつかの挿話を記しておく、

昌訓は幼少の頃は金沢の大樋に住み、そこから卯辰山の麓、子来町の高田河月のもとに通い漆芸を学んだ、当時高田河月はあまり裕福でなかつたので、時には薪を家から擔いで持つて行き、非常に喜ばれたこともあつたと云うことである。

趣味としては、風流を好み茶事や香道を嗜み、古美術を愛翫し鑑識に長じていたといわれる。なかでも茶は裏千家の桑原宗貞に学び大変な凝り様で茶の湯の釜まで釜師宮崎寒雉のところへ行き自分で造つたほどである。製作態度は非常に厳格な人で、ほとんど仕上つている

作品でもほんの少し気にいらないうところがあつたりすると、全部を始からしなおすという風であつたという。

また、昌訓は非常な早起で、敬神の念に厚く毎朝神社に参拝することを欠さなかつたと云う、それで大切な作品の製作にかかる時には、神主を招き初工式というものをしている。次の文書はその初工式の時のもので、初工式がどの様なものであつたか、また昌訓の人柄を伺う好資料である。

仰キ奉ルハイトモ尊キ  
皇帝ノ御即位御大典モ  
誠ニ日出度御舉行被遊  
皇御国ノ御稜威益々四方ニ  
轟キ我日之本ノ御光愈々宇  
内ニ輝キ奉ル此御盛典ヲ  
奉祝シ其瑞祥ヲ永ヘニ壽キ  
奉ランカタメ津々浦々ノ人ニ至ル  
迄或ハ山野ニ植林ヲ作り交通  
ノ利器ヲ増進シ將タ又諸々ノ  
事業ヲ創設スルヲ見ル不肖  
又技芸ノ道ニ躰ハル者独リ  
空シク此幸機ニ安ンスヘキ時ニアラス  
殊ニ我家ノ業ハ創設以来  
我大君ノ有難キ御奨励ヲ  
蒙ムル事一再ニシテ止マラス加之  
此聖代ニ居シテ現在ノ名譽ヲ保  
持セルハ実ニ偏ニ大君ノ御恵ニ  
依リ奉ル所ナルヲ以テ千載一遇ノ  
此御盛時ニ際シ進ンテ一層奮  
発斯業ノ研究ニ当ラサルヘカラス  
即チ茲ニ御大典紀念特別作品  
花之御幸，大正之聖代，並ニ

御苑之秋ト題シテ夫々三ツ揃  
文庫硯箱料紙文臺等ノ  
調製ヲ企テ是レカ製作ニ着  
手セント欲ス蓋シ至誠洗心  
事ニ当ルト云ヘモ又思ハサル災厄  
或ハ不意ノ過失ヲ招カン事ヲ恐  
レ無其工ヲ完フシ豫想ニ  
優ル成効ヲ収メンカタメ既往ノ  
吉例ニ從ヒ謹而初工ノ式典ヲ  
催シ諸神ノ御加護ヲ希ハント  
欲スル次第ナリ幸ナル哉多年ノ  
希望又達シ不凶モ此御大典ノ年  
ニ当リ神床ノ新調ヲナシ得テ  
清キ尊キ御靈ヲ安置シ奉  
ルノ機ニ相遇シタル亦不思議ノ  
御神慮ニ依ル所以茲ニ一層ノ  
謹嚴崇敬ノ精神ヲ以テ光  
榮アル式典ル了セントス  
諸氏又此意ヲ戴シ洗心奮  
勵又能ク信仰ノ念ヲ忽ニセス  
愈々作品ノ目出度完工ヲ遂ケ  
高キ尊キ譽ニ與ル時ヲ  
祈セヨ即チ吉辰ニ当リ  
一言ヲ述ヘテ式ノ辭トナス

大正四年霜月拾貳日

洗心庵

微妙齋 大垣清遠

結 び

昌訓は、まず高田河月という良い師を得たことは誠に幸運であつた。高田河月は蒔絵を鶴

米屋伝右衛門に学び、その作は誠に精巧にして酒脱、頗る意匠に富み妙手と称せられた。特に徒弟をよく教育し門人中名を成すものが多く、名工浅野惣三郎等もその一人といわれる。しかし、高田河月は経済的にはあまりめぐまれなかつた様である。

昌訓も高田河月同様に一家なしてからでも時には経済的には、そうとう困つた時代もあり、妻の珊瑚の簪を売つて金粉等の材料を買つたこともあつたと云うことである。しかし、やがて昌訓にはよい後援者が現われた。漆芸家昌訓の特徴は宮内省関係の仕事を度々したので、当時の他の作家と異なり飾棚や手箱等大作が非常に多いことである。昌訓が宮内省御用を務める様になつたのは、技術が秀れていたことは勿論であるが、妻の「寿々」の姉「さく」が、萩の市長をしていた白紙俊一に嫁いでいた。その白紙夫妻を介して中央の政治家と知り、その後楯があつたことは見逃せない。

特に伊藤博文公や井上薫侯には特別の知遇を得、それぞれ「静遠」「微妙精勇」の号を拝領している。

この様に昌訓は中央の政界や財界に知合が多かつたので、それらの人達の注文も多かつたのであるが、それらはいずれも豪華な手の込んだ大作であつた様である。昌訓も時には御膳や御椀あるいは、お茶道具等の小品も作つてはいるが、いずれも誠に凝つたものである。

昌訓の作風は蒔絵の技術を結集したまことに技巧的で精巧であることが特徴であるが、技巧的で精巧なのは加賀蒔絵の特色であり、その点昌訓は加賀蒔絵の伝統を引継いだ作家である。

精巧な蒔絵の製作は非常に時間と根気と経費のかかるものであるが、昌訓は大作を割合短時日の間に次々と製作していることは驚くべきである。それは、よい後援者があり割合経済的にめぐまれていたので、秀れた職人を多数使うことが出来たためである。勿論重要なところは昌訓自身手を下したが、昌訓は経営者あるいはデザイナー的性格をも多分に持つていた人と思われる。

また、昌訓は師の高田河月同様徒弟や後輩の育成や業界の指導等にも大きな足跡をのこした。

昌訓は加賀蒔絵の伝統の上にたつた作家であるが、ただ伝統を墨守するのみでなく、自分で新しい技法を工夫し新風を吹き込んだ、それは、蒔絵の技術としては、金間法や置霜法と称せられる技法であり、今一つは大垣七宝と称する七宝を考案しそれらを積極的に利用する等、また加賀蒔絵の技法に色漆を加へ、その作風を一段と華麗なものとした。

加賀蒔絵はすでに衰微しつつあるが、大垣昌訓は加賀蒔絵の最後を飾る名工の一人と云わなければならない。